

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件

六

告 示

福島県告示第八号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図書は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

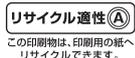
平成二十八年一月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 河川の名称
 - 一級河川阿武隈川水系後藤川
- 二 河川管理施設の名称又は種類
 - 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置
 - 岩瀬郡天栄村大字牧之内字石見沢九番七地先から同郡同村大字牧之内字南六十六番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 道路管理者 天栄村長 添田 勝幸 岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑七十八番地
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他のもつぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 維持管理の範囲については、関係図面のとおり

- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は同法第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）管理の期間
- 六 平成二十七年十二月十四日から道路の存続する日まで

（河川計画課）



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,500円】

発行者 印刷所 福島株式会社 第一印刷